

地域共生社会の 実現に向けて...



一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs



デジタル化推進
ゼロカーボンシティ推進
SDGs 推進

今、社会で起きていること…

- ➡ 2025年問題：団塊世代が後期高齢者（75歳以上）になる。
※約3割が要介護になる。「予防」が大切。
要介護者をどう支えていくか、2025年から2035年の10年間が重要
- ➡ 障がい者（児）の人数は年々増加、ニーズも多様化
本人と家族の高齢化も進み、「親亡き後」の生活や権利擁護が課題に
- ➡ 深刻な少子高齢化（人口減少）、核家族化の進行、地域での子育て支援（育児の孤立）
- ➡ 地域の人間関係の希薄化、「地域活動」の継承・後継者不足
- ➡ 2040年問題：団塊世代ジュニアの高齢化
「単身化」、孤独死、死後支援（死後事務、処分、埋葬等）など

これまでの体制では対応が難しい問題

■ 世帯の複合課題

本人又は世帯の課題が複合

80代の親と50代無職の子の同居（8050）世帯及び介護・育児のダブルケア世帯の増加、こどもの貧困、ヤングケアラー等

■ 制度の狭間

制度の対象外、基準外、一時的な対応が必要なケース

ごみ屋敷に居住する人、ひきこもり、軽度の発達障がいの疑い、外国人世帯、収入・資産があっても孤立している人たち…

■ 自ら相談に行く力がない / 地域の中での孤独、孤立

本人に困り感がない、助けてと言えない、伝え方が分からない、あきらめている、支援に関する同意を拒否、セルフネグレクト 周囲に頼る人がいない、情報がない、周囲から排除されている、周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振りをしてしまう、地域のつながりが希薄に

地域共生社会の理念

- ▶ 全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して**助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。
「ニッポン一億総活躍プラン」

⇒ 関係性を大切にした**誰ひとり取り残さない社会**

社会福祉法における各概念の整理

地域共生社会の実現（社会福祉法第4条第1項）

地域福祉の推進

（法第4条第2項）

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取組

（法第4条第3項）

包括的な支援体制の整備

（法第106条の3）

重層的支援体制整備事業

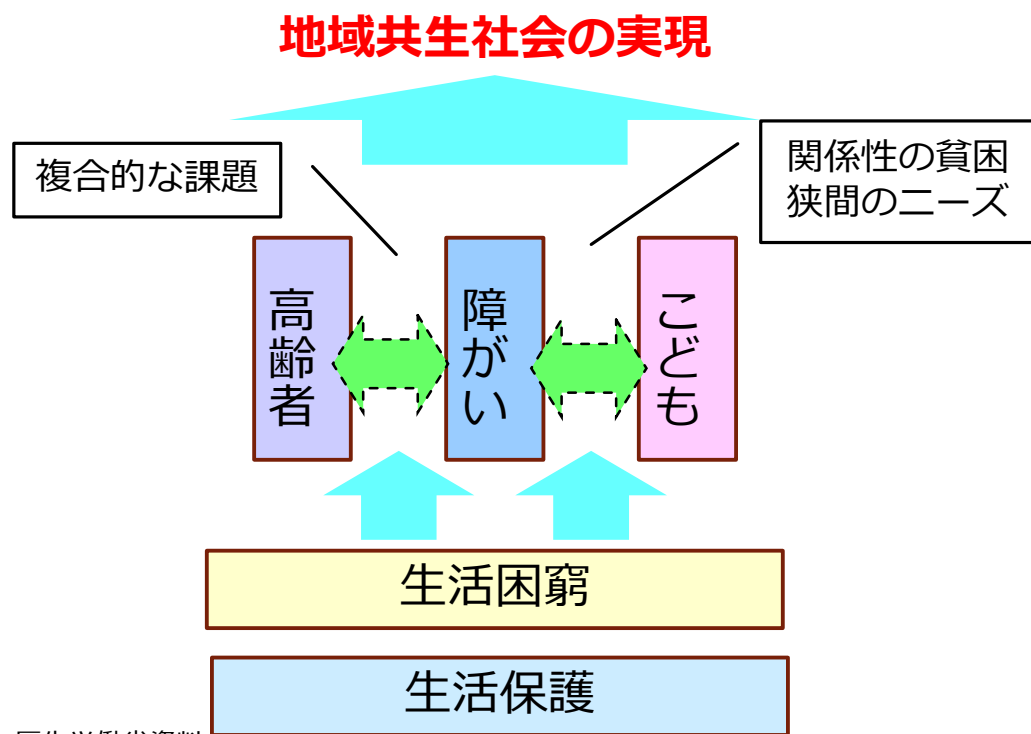
（法第106条の4）

出典：厚生労働省資料

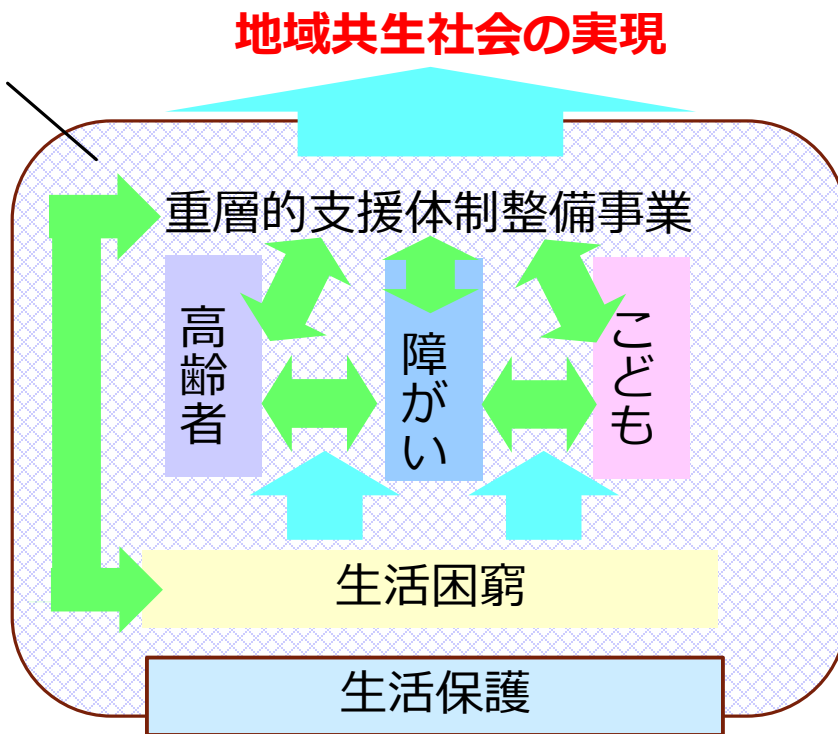
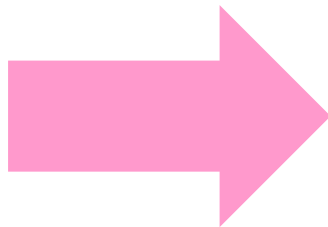
「地域共生社会」という社会福祉法の理念を実現するために構築する体制が「包括的な支援体制」。その体制を構築するための事業が「重層的支援体制整備事業」。

重層的支援体制整備事業実施の意義

- 市全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築、整備できるようにする。
 - **すべての市民**を対象に
 - **既存の支援関係機関を活用**して整備
 - 継続的な伴走支援に必要な「**協働の中核**」「**アウトリーチ等の継続的支援**」「**参加支援**」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための財政支援が行われる。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援に取り組んできたが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関が連携し、市全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク、仕組みづくりを一層充実させることができる。



各制度の役割
は縮小しない



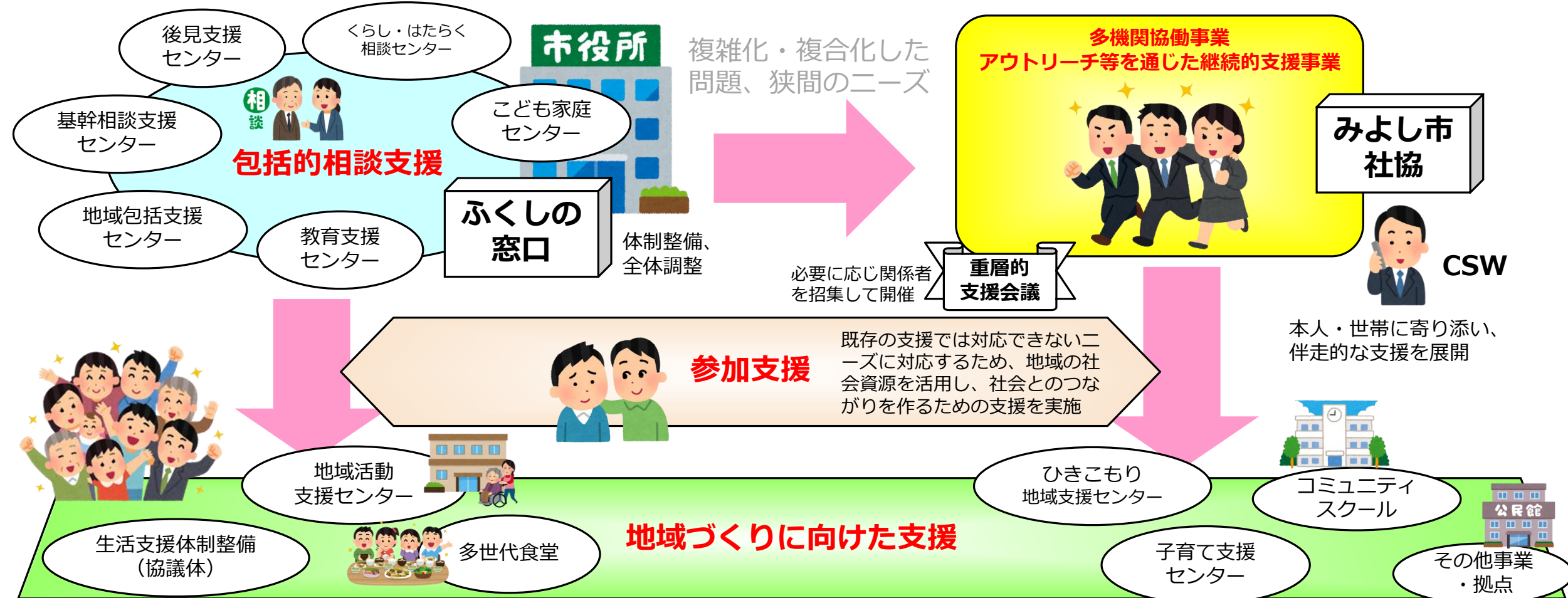
相談支援、参加支援、地域づくり

- **相談支援**：総合相談、丸ごと受け止める
⇒アウトリーチ（脱申請主義）、多機関協働の仕組み
- **参加支援**：役割や出番、人間関係をつくる支援
⇒生きる意欲、生きる目的、エンパワメント
- **地域づくり**：存在が承認される地域、持続可能な地域社会
多様性や包摂性／排除や差別 住民自治
交流・参加・学びをコーディネートする



みよし市における重層的支援体制整備事業のイメージ

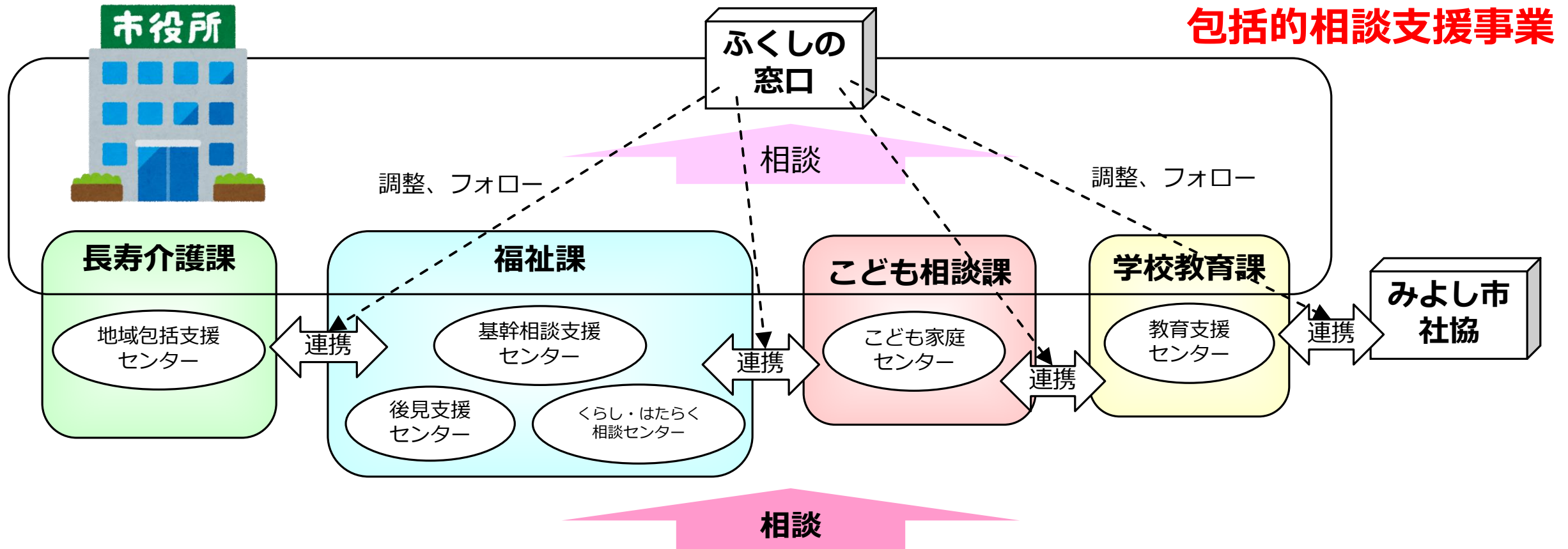
- 市全体の支援関係機関始め地域全体で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
 - すべての市民を対象に、既存の支援関係機関を活用して相談支援体制を整備（**包括的相談支援**）
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核（多機関協働）」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
 - 既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施（**参加支援**）
 - 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する支援を実施（**地域づくり**）



みよし市の「包括的相談支援事業」

すべての市民を対象に、既存の相談支援窓口を活用して相談支援体制を整備（包括的相談支援）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業として包括的に相談を受け止める。
- 相談窓口となっている機関は、主たる対象者以外からの相談も一旦受け止めて、適切な相談窓口につなぐ（分からなければふくしの窓口に連絡、相談）。
- 各分野の専門性やネットワークを最大限に活用するとともに、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぐ。



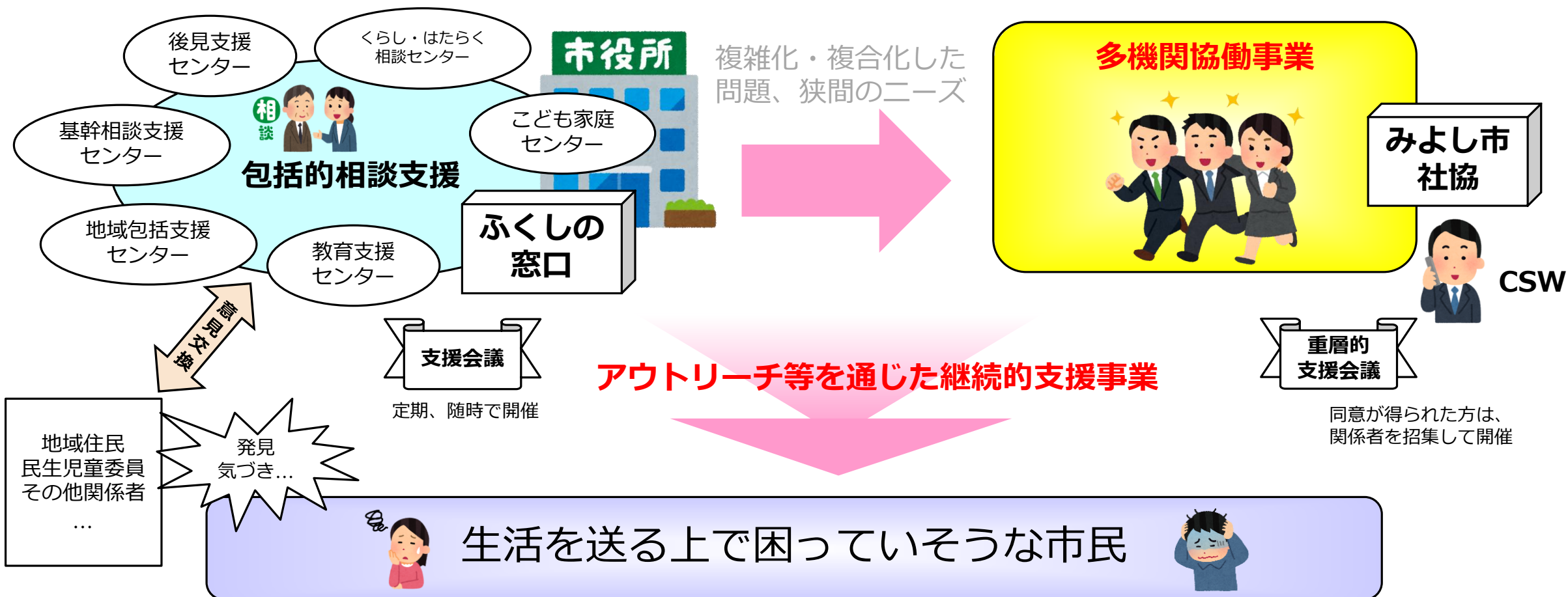
生活を送る上で困っている・悩んでいる市民



みよし市の「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

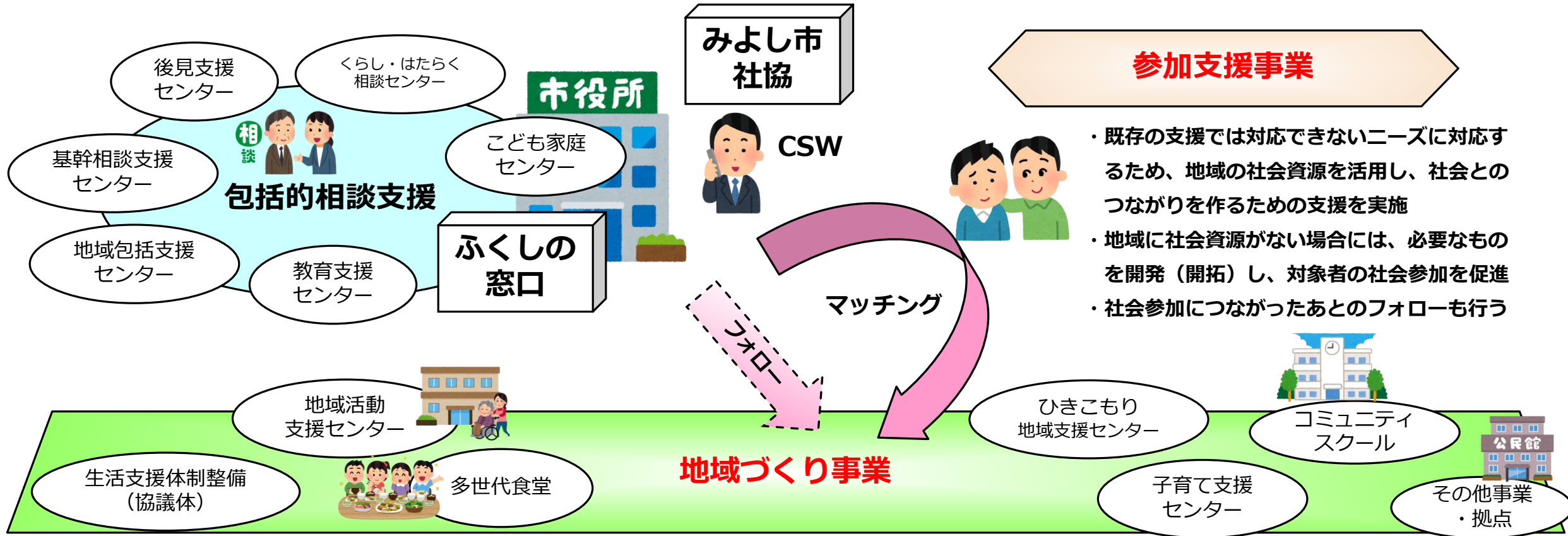
■ 継続的な伴走支援に必要な2つの事業（多機関協働）（アウトリーチ等を通じた継続的支援）

- 包括的相談支援で受け止めた複雑化・複合化した課題を抱える相談者に対する支援関係機関の役割や関係性を調整する。
- 長期間、ひきこもり状態にある人など必要な支援が届いていない相談者に訪問する等して、本人との関係性構築に向けて支援。
- 各分野の相談窓口においてもアウトリーチ機能は備えているため、相談を待つのではなく積極的に地域（お宅）に出向く。



みよし市の「参加支援事業」「地域づくり事業」

- 社会とのつながりを回復するための支援（参加支援）
 - 既存の取組では対応できないニーズに対応するため、必要な資源を開発、調整し、社会参加に向けた支援を実施
- 住民同士の顔の見える関係性の育成支援（地域づくりに向けた支援）
 - 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保したり、コーディネートする



みよし市地域福祉計画内の位置づけ

地域共生社会の実現

みよし市地域福祉計画の基本理念

地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

基本目標 1

地域住民等が
共に助け合い、
支え合う
環境（関係）
づくり

地域づくり
支援

基本目標 2

誰もが必要な
福祉サービスを
利用できる
体制づくり

相談支援
参加支援

基本目標 3

地域福祉の活動に
積極的に関わる
担い手づくり

参加支援

基本目標 4

地域福祉の
推進に向けた
仕組みづくり

相談支援

重層的支援体制整備